

平成22年4月30日

郵政改革関連法案の閣議決定を受けて

社団法人 全国信用金庫協会
会長 大前 孝治

本日、郵政改革関連法案が閣議決定され、今通常国会に上程されることとなりました。

これまで私どもは、郵政改革において、ゆうちょ銀行等に政府の関与を残すのであれば、それは「民間企業」ではなく「官業」であり、「官業」は本来民間では提供できないサービス等の補完に徹すべきであると、再三にわたり主張してまいりました。

こうした私どもの主張にもかかわらず、公表されている法律要綱案では、政府の恒久的な関与を残したまま、ゆうちょ銀行等の規模と業務の拡大を目指した、民業の圧迫を顧みない内容となっており、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

また、同法律要綱案では、ゆうちょ銀行の新規業務の取り扱いを認可ではなく届出とするなど、民間事業者との競争条件の公平性を確保する有効な措置が盛り込まれておりません。郵政改革推進委員会がその構成及び権限などにおいて、真に公正・中立な第三者として民業の圧迫に有効な歯止め機能が果たせるか甚だ疑問であります。

私ども信用金庫業界としては、今後の国会審議において、郵政改革関連法案がゆうちょ銀行の再肥大化を招かないか、民間事業者との公正な競争条件が確保されるのか、地域・中小企業金融に悪影響を与えないか、などの観点から、慎重かつ十分な審議を行い、法案の修正や必要な歯止め措置等を講じていただくよう、改めて強く要請いたします。

以上